

奈良県告示第二百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三〇九号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別		敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
	前	後			
吉野郡下市町大字 長谷八一四番一先 から 吉野郡下市町大字 長谷二九二番一先 まで	A	B	四・〇 ） 一・〇	三三六・二	仮橋 L 〓 二四・〇 m
	A	B	四・〇 ） 一・〇	三四一・三	
					仮橋 L 〓 八七・〇 m
					仮橋 L 〓 三〇・〇 m

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始日時

平成二十五年一月八日 午後二時